

第4章 バリアフリー化推進に関わる基本理念と基本方針

1. 基本理念

大日交差点周辺地区のバリアフリー化については、平成18年12月に施行された「バリアフリー新法」により拡充された建築物等の対象施設やソフト施策についても検討を行うこととします。

また、第五次守口市総合基本計画における「育つ・にぎわう・響きあう・人と心が集うまち 守口」を実現するため、地域住民や来訪者などだれもが快適で移動しやすい環境の整備を目指します。

さらに、ハード面のバリアフリー化とともに、市民の皆様が高齢者や障害者の方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行う「心のバリアフリー」の啓発に努めます。

2. 基本方針

(1) 道路

重点整備地区内の生活関連経路については、高齢者、障害者等の市民の誰もが安全で安心して移動できるように、今後、優先的にバリアフリー化の整備を進めます。

- 歩道の有効幅員の確保／勾配の改良／横断歩道に接続する歩道の改善
歩道舗装の改良・修繕／視覚障害者誘導用ブロックなどの設置 等

(2) 鉄道駅

「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」に基づき、バリアフリー化の整備を進めます。

- 移動経路の円滑化／トイレの機能向上／利用しやすい券売機・改札機 等

(3) バス事業

「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」に基づき、ノンステップバスの導入や案内板など、バリアフリー化の整備を進めます。

- バス車両のバリアフリー化 等

(4) 信号・交通規制

高齢者、障害者等の市民の誰もが、生活関連経路を安全で安心して移動できるように、音響式信号や路面標示などのバリアフリー化の整備を進めます。

- 信号機の整備／違法駐車対策 等

(5) 公園

「都市公園移動等円滑化基準」に基づき、公園の出入口の幅員を確保するなど、バリアフリー化の整備を進めます。

(6) 生活関連施設

「建築物移動等円滑化基準」に基づき、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路など、バリアフリー化の整備を進めます。

(7) 誰にでもわかりやすい案内表示の推進

高齢者、障害者等だけでなく、健常者も含めて誰もが無理なく認識できるように、点字やピクトグラム（絵文字）などわかりやすい案内表示の推進に取り組みます。

(8) バリアフリー教育の徹底

高齢者、障害者等への接遇や介助方法の啓発について継続的に取り組みます。

(9) 積極的で柔軟な事業計画

バリアフリー新法やガイドラインの基準を最低ラインと捉え、事業計画の策定にあっては、日々進められている新しい技術開発や整備箇所の特長などを考慮し、市民誰もが安全で安心して移動できるように、バリアフリー化の整備を進めます。

(10) やさしさ広がるまちづくり

道路や駅舎のバリアフリー化を進めることとあわせて、市民の協力は必要不可欠であることから、市民みんなが身近なところから、思いやりのある心で自ら進んで行動できることをはじめ、やさしさが広がるまちづくりの啓発活動を進めます。

(11) 高齢者・障害者等への配慮事項

本基本構想は、高齢者・障害者等が公共交通機関を利用し移動する際、ハンディキャップを持っていることを考慮し、安全で安心かつ身体の負担が少なく移動できるようにしていく必要があります。

そのため、高齢者や障害者をはじめ、妊産婦、けが人などの一時的な移動制約者を含めて、移動する際のハード整備や情報伝達などのソフト整備を進める上で、次のようなことに配慮していく必要があります。

ただし、ここで示している事項は、代表的なものであり、すべての事項ではありません。バリアフリー化を進める際は、各事業者は最低限に配慮すべき事項であると理解した上で取り組むとともに、多様なニーズの把握に努めることも必要です。

1) 高齢者

- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- 段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げや踏面の高さや広さに配慮する。
- 長距離の歩行は体への負担がかかるため、休憩スペースの設置に配慮する。
- 危険回避能力が衰えているため、安全性に配慮する。
- 券売機等の機器類の操作は単純に、音声案内や色・大きさに配慮する。

2) 車いす利用者

- 車いすの全幅に加え、ハンドリムを操作できる幅員を確保する。
- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- 傾斜路を設ける際は勾配や長さに配慮する。
- 押したり、手前に引いたりする扉などは開けにくいいため、扉の形状に配慮する。
- 券売機・自動販売機や案内板などの高さに配慮する。
- トイレなどの手すりの高さや介助スペースなどに配慮する。

3) 視覚障害者・杖利用者

- 視覚障害者用ブロックの連続性や音響・音声案内などに配慮する。
- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- 段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げや踏面の高さや広さに配慮する。
- 壁面の突出物等は認識できないため、高さや構造に配慮する。
- 杖の振り幅があるため、出入口の幅に配慮する。
- 杖の底面が小さいので、グレーチングや蓋などの構造に配慮する。
- 弱視者は、個人差があるため、文字の大きさや色づかい、照明などに配慮する。

4) 聴覚障害者

- 視覚による情報案内の配置には連続性に配慮する。
- 緊急の際、視覚による情報伝達に配慮する。

5) 知的障害者

- 言語による意思伝達の不足を補うための絵・写真などの視覚的手段に配慮する。
- 券売機等の機器類の操作は単純に、音声案内や色・大きさにも配慮する。
- 保護者や介護者などと一緒に行動することに配慮する。

6) 精神障害者

- リラックスできる環境づくりに配慮する。
- 休憩できる場所の設置に配慮する。
- 保護者や介護者などと一緒に行動することに配慮する。

7) 内部障害者

- 休憩できる場所の設置に配慮する。
- オストメイト対応のトイレの設置に配慮する。

8) 一時的な移動制約者（妊産婦・けが人）

- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 妊産婦は足元が見えない上、前かがみの姿勢が難しいなどの動作に配慮する。

9) 子ども連れ

- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどの設置に配慮する。
- 休憩や授乳ができる場所を設けるよう配慮する。
- 保護者などと一緒に行動することに配慮する。

10) 子ども

- 低い位置からの視認性や操作性に配慮する。
- 図示や記号化などわかりやすい情報提供に配慮する。

11) 外国人

- 情報伝達のサインなどの外国語表記に配慮する。
- 図示や記号化などわかりやすい情報提供に配慮する。

